

改正

平成20年 3月27日要綱第12号

平成21年 6月16日要綱第28号

平成22年 3月31日要綱第13号

平成25年 3月28日要綱第12号

平成27年 3月31日要綱第45号

令和 2年 4月 1日要綱第33号

播磨町重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、重度障害者（児）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 この事業の対象者となる重度障害者（児）とは、町内に住所を有する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて、同項に規定する特定施設への入所に前にも有した住所地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所に前にも有した所在地）が町内であるものを含む。）で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第2に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けた者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている者（以下「難病患者等」という。）のいずれかに該当する者であり、別表第1（難病患者等については、別表第2）の対象者欄に掲げるもの
- （2）介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられない者
- （3）重度障害者（児）及び当該重度障害者（児）の属する世帯の他の世帯員（当該障害者が18歳以上である場合にあつては、その配偶者に限る。）の、用具の給付のあった月の属する年度（用具の給付のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の額が46万円未満である者

(用具の種目)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1（難病患者等については、別表第2）の品目に掲げるものとする。

2 給付した用具について、別表第1（難病患者等については、別表第2）に規定する耐用年数が経過した場合において、当該用具を再給付することができる。ただし、当該用具が修理不能等により使用することができない場合においては、耐用年数を経過しない期間であっても再給付することができるものとする。

(申請及び調査)

第4条 用具の給付を受けようとする者（これらの者が18歳未満であるときは、その保護者。以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に、身体障害者手帳、療育手帳又は診断書及び修理不能の場合にあつてはそれを証する書類その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

2 町長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査等を行い、調査書（様式第2号）を作成するものとする。この場合において、町長が必要であると認めるときは、対象者の身体状況、経済状況、生活環境等を実地に調査することができる。

3 町長は、前項の規定により調査する場合において、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(決定)

第5条 町長は、前条の規定による調査書に基づき審査し、速やかに要否を決定しなければならない。この場合において、用具の給付を決定（以下「給付決定」という。）したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により、却下したときは、日常生活用具給付却下決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付決定したときは、日常生活用具給付券（様式第5号）（以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 前条第1項の規定により給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(業者への委託)

第7条 町長は、用具の製作若しくは販売を行う事業者から播磨町日常生活用具給付に係る委託契約について（様式第6号）を提出させ、その内容を審査し、あらかじめ日常生活用具給付事業に伴う委託契約を締結しなければならない。

2 実際の給付に際して、業者に委託して行うことを決定したときは、当該業者に「日常生活用具」の給付委託について（様式第7号）を送付するものとする。

(費用の負担)

第8条 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、法第76条に基づく補装具費の支給の例による。

(業者への支払い)

第9条 町長は、業者から用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付に係る費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額（以下「公費負担額」という。）を支払うものとする。この場合において、用具の給付に係る費用の限度額は、別表第1（難病患者等については、別表第2）の基準額の欄に定める額とする。

2 業者は、前項による費用を請求するときは、給付券を添付するものとする。

(居宅生活動作補助用具の給付)

第10条 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付については、播磨町重度身体障害者（児）住宅改修費給付事業実施要綱（平成19年要綱第5号）に定めるところによるものとする。

(点字図書の給付)

第11条 点字図書の給付については、点字図書給付事業実施要綱（平成5年要綱第4号）に定めるところにより行うものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

第12条 町長は、申請者の手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位とし、給付する年度内において、2か月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表第1の基準額（月額）の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍（2か月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚（半年分）まで一括交付することができること。

(4) 第8条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(台帳の整備)

第13条 町長は、日常生活用具の給付の状況を明確にするため、「日常生活用具給付台帳」を整備するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(播磨町重度障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱及び播磨町重度身体障害者日常生

活用具給付等事業実施要綱の廃止)

2 播磨町重度障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱(平成12年要綱第22号)及び播磨町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成12年要綱第23号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月27日要綱第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月16日要綱第28号)

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日要綱第13号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日要綱第12号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日要綱第45号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日要綱第33号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条、第9条、第12条関係)

種目	品目	対象者	基準額	耐用年数
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上	154,000円	8
	特殊マット (防水マットを含む。)	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)又は、療育手帳A判定のもの 障害児は下肢又は体幹機能障害2級以上又は療育手帳A判定のもの	19,600円	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)	67,000円	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)	82,400円	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)	15,000円	5
	移動用リフト (エレベーター及び 住宅改修に)	下肢又は体幹機能障害2級以上	159,000円	4

	係る部分を 除く。)			
	訓練いす (18歳未満 のみ)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で原則 として 3 歳以上	33,100円	5
自立生活支 援用具	入浴補助用 具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に 介助を必要とする者	90,000円	8
	便器（腰掛 式便座、補 高便座又は 移動式便器 であって、 住宅改修を 伴うものを 除く。）	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	4,450円 手すり 5,400円	8
	頭部保護帽	下肢、体幹又は平衡機能障害であって、 起立・歩行時に頻繁に転倒する者又は療 育手帳 A 判定の者で、てんかんの発作等 により頻繁に転倒するもの A スポンジ、革を主材料に製作（オー ダーメイド） B スポンジ、革、プラスチックを主材 料に製作（オーダーメイド）	レディメイド 12,160円 A 15,200円 B 36,750円	3
	T 字状・棒 状のつえ	下肢、体幹又は平衡機能障害であって、 歩行障害があり、支持が必要な者	木材 2,200円 軽金属 3,000円	3
	移動・移乗 支援用具 (住宅改修 を伴うもの を除く。)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に 障害を有し、家庭内の移動等において介 助を必要とする者	60,000円	8
	特殊便器 (洗淨機能 付便器)	上肢障害 2 級以上又は療育手帳 A	151,200円	8
	火災警報機	障害等級 2 級以上又は療育手帳 A (火災 発生の感知及び避難が著しく困難な障	15,500円	8

		害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		
	自動消火器	同上	28,700円	8
	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は療育手帳A判定の者で、18歳以上の知的障害者	41,000円	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	12,000円	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	87,400円	10
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流式法(CAPD)による透析療法を行う者	51,500円	5
	吸入器(ネブライザー)	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	36,000円	5
	電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	56,400円	5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000円	10
	音声体温計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	9,000円	5
	音声体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18,000円	5
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は人工呼吸器の装着が必要なもの	157,500	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	98,800円	5
	情報・通信	上肢機能障害又は視覚障害2級以上	100,000円	5

支援用具				
地デジ対応ラジオ	視覚障害者2級以上の者	29,000円		6
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められるもの	383,500円		6
点字器	視覚障害者	10,400円		5
点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る）	63,100円		5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	録音再生機 85,000円 再生専用機 48,000円		6
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	99,800円		6
音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の者	59,800円		6
視覚障害者用読書器	視覚障害者であって、本装置により文字を読むことが可能になるもの	198,000円		8
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	触読 10,300円 音声 13,300円		10
聴覚障害者用通信装置（ファックス）	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	40,000円		5
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	88,900円		6
人工喉頭	喉頭摘出者又は発声・発語に著しい障害	笛式		4

		を有する者	5,000円	
			電動式 70,100円	5
	人工内耳対 外部装置 (スピーチ プロセッ サ)	現に人工内耳を装用している聴覚障害者等で、装用後5年が経過する者のうち人工内耳対外部装置の買い換えについて医療保険等による給付を受けることができないもの	200,000円	5
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害	町長が必要と認めた額	
排泄管理支 援用具	ストーマ装 具(別表第 3に掲げる 衛生用品を 含む)	ストーマ造設者又は腎瘻若しくは膀胱瘻により尿を排泄する者(この場合において、腎瘻又は膀胱瘻により尿を排泄する者は尿路系を給付するものとする。)	畜便袋(1か月) 8,858円 畜尿袋(1か月) 11,639円	
	紙おむつ等 (紙おむ つ、サラシ、 ガーゼ等衛 生用品)	高度の排便機能障害を有する者、二分脊椎症により直腸機能障害及びぼうこう機能障害のある者又は脳原性運動機能障害を有し意思表示困難な者であって、3歳以上の者	(1か月) 12,000円	
	収尿器	高度の排 尿機能障 害	男性用 A 普通型 A 7,700円 B 簡易型 B 5,700円 女性用 A 普通型 A 8,500円 B 簡易型 B 5,900円	1
住宅改修費	居宅生活動 作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害者手帳3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	200,000円	—

(注) 1 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。

2 表中の「準ずる世帯」とは、障害者本人以外の全ての世帯員が次のいずれかに該当する世帯をいう。なお、ここで述べる世帯とは、住民票上の世帯ではなく、同一敷地内で生活を共にする単位をいう。

- ア 18歳未満である者
 - イ 介護保険法に基づく介護認定により、要介護1以上に認定される者
 - ウ 就労・就学のために日中外出している者
 - エ その他町長が特に必要と認めた者
- 3 高度の排便機能障害の者とは、ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ用装具を装着できない者、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する者、又は難病患者等であって排便機能障害があると医師が診断した者をいう。
- 4 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

別表第2（第3条、第9条関係）

種目	品名	対象者	基準額	耐用年数
介護・訓練	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000円	8
支援用具	特殊マット (防水マットを含む。)	寝たきりの状態にある者	19,600円	5
	特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000円	5
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000円	5
	移動用リフト (エレベーター及び住宅改修に係る部分を除く。)	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000円	4
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200円	8
自立生活支援用具	入浴補助用具 (住宅改修を伴うものを除く。)	入浴に介助を要する者	90,000円	8
	便器（腰掛式便座、補高便座又は移動式便器であつて、住宅改修を伴うものを除く。)	常時介助を要する者	4,450円 手すり5,400円	8

	T字状・棒状 のつえ	歩行障害があり、支持が必要な者	木材2,200円 軽金属3,000円	3
	移動・移乗支 援用具（住宅 改修を伴うも のを除く。）	下肢が不自由な者	60,000円	8
	特殊便器（洗 浄機能付便 器）	上肢機能に障害のある者	151,200円	8
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく 困難な難病患者等のみ の世帯及びこれに準ずる世帯	28,700円	8
在宅療養等 支援用具	吸入器（ネブ ライザー）	呼吸器機能に障害のある者	36,000円	5
	電気式たん吸 引器	呼吸器機能に障害のある者	56,400円	5
	動脈血中酸素 飽和度測定器 （パルスオキ シメーター）	医療保険における在宅酸素療法を 行う者又は人工呼吸器の装着が必 要な者	157,500円	5
住宅改修費	居宅生活動作 補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000円	—

別表第3（別表第1関係）衛生用品一覧表

1	皮膚保護ペースト／皮膚保護パテ
2	皮膚保護パウダー
3	皮膚保護ウエハー
4	固定用ベルト
5	サージカルテープ
6	コンベックス・インサート（密着型）
7	剥離剤（リムーバー）
8	皮膚皮膜剤（スキンバリア）
9	レッグバッグ（下肢装着用蓄尿袋）
10	ナイト・ドレナージバッグ（夜間用蓄尿袋）
11	パウチカバー
12	皮膚保護剤穴あけ専用はさみ

- 13 消臭剤（パウチの中に入れて使用）
- 14 ストーマ用洗浄用品
- 15 洗腸装具（ストーマと併用する場合）
- 16 高分子凝固剤（パウチの中に入れて使用）
- 17 入浴用パウチ（入浴用パッド）
- 18 排泄後の処置用品（ガーゼ、洗浄綿、滅菌綿棒）
- 19 その他皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装着密着などのために使用する用品

様式（省略）